

群馬県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画

1 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

本広域連合は、事務事業の実施にあたり、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画期間

実行計画の計画期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とする。

なお、実行計画の計画内容及び計画期間については、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 対象範囲

実行計画は、本広域連合が行うすべての事務事業を対象とする。

なお、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するよう要請する。

4 具体的な取組み

（1）電気使用量の削減

- ◇ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める。
- ◇ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ◇ トイレ、給湯室に利用者がいない場合は消灯する。
- ◇ 帰宅時にOA機器等の電源が切られている事を確認する。
- ◇ クールビズ、ウォームビズを推進する。

※ 電力需要が逼迫する夏季については、別途、節電対策を策定し実行する。

(2) 自動車燃料使用量の削減

- ◇ 急発進、急加速はしない。
- ◇ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ◇ 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

(3) ゴミの減量、リサイクル

- ◇ 物品の再利用や修理による長期使用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ◇ 廃棄物の分別排出を徹底し、リサイクルを推進する。
- ◇ 使い捨て容器の購入は極力控える。

(4) 用紙類

- ◇ 両面印刷、裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努める。
- ◇ 不要となった用紙類は、可能な限り古紙リサイクルに拠出する。

(5) 物品購入等

- ◇ 電気製品等の物品を購入する際は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ◇ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能なものを購入する。
- ◇ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

(6) 意識向上のための取組み

- ◇ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ◇ ノー残業デーなど、環境保全を奨励する日を設ける。
- ◇ 職員が実践できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

5 推進体制

(1) 推進責任者

事務局長を実行計画の推進責任者とする。推進責任者は、計画の策定、見直し及び計画の推進・点検を行う。

(2) 推進担当者

各課長を実行計画の推進担当者とする。推進担当者は、計画の進捗状況を把握しつつ、総合的な推進を図る。

平成26年9月1日策定